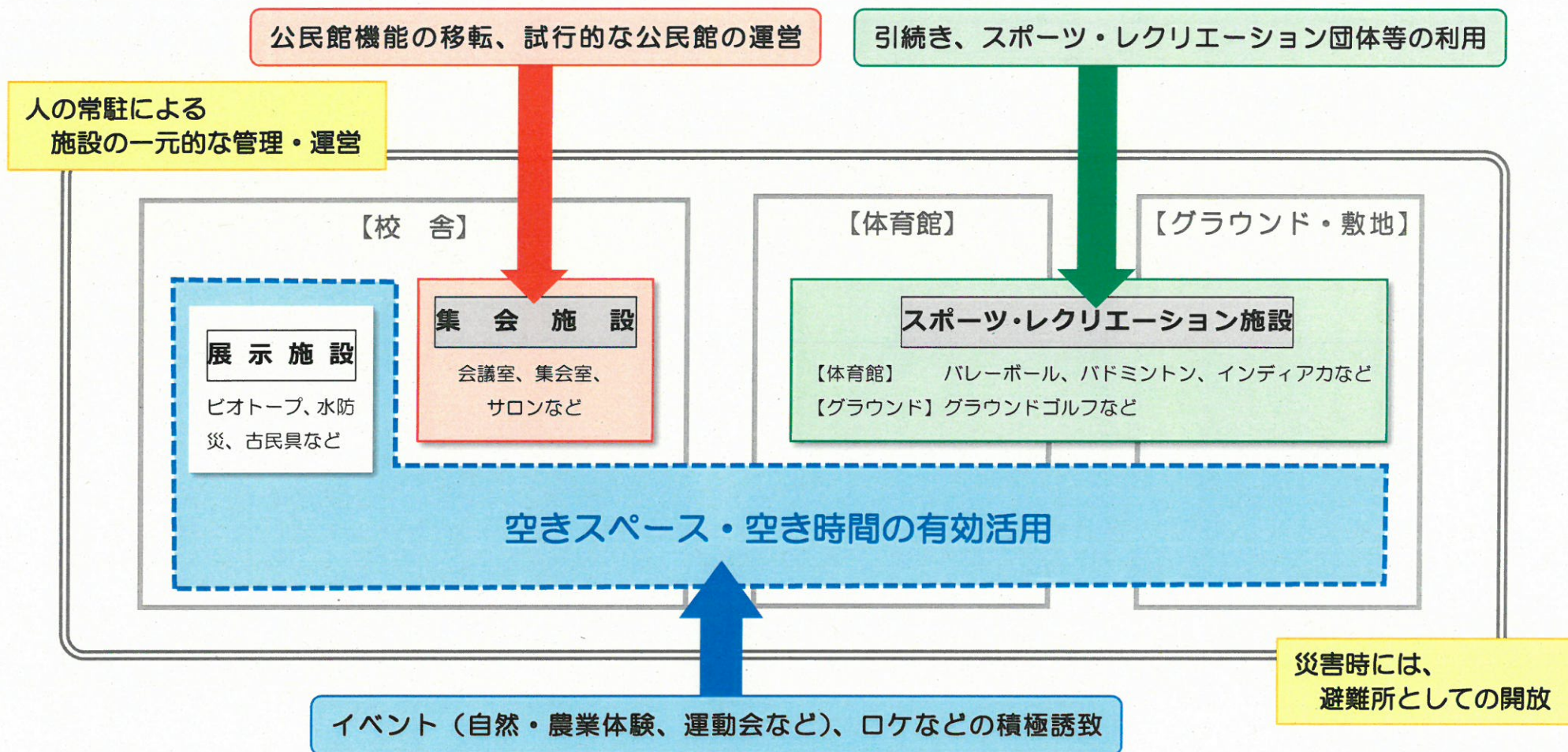


川島町廃校施設（旧出丸小・旧小見野小）の開放及び管理について

川島町学校跡地・施設利活用検討委員会の答申に、町議会および地域の皆さんから頂いた意見等を踏まえ、以下のような活用を試行的に実施してまいります。



令和2年度からの廃校施設の開放について

現在、CM、ドラマ撮影などの使用も増えてきており、体育施設とともに校舎の貸出についても整理し、ご利用者がわかりやすくしたものが好ましいと考え、今回新たな条例としたものです。

条例の中身につきましては、現在ある町施設の体育館やコミュニティーセンター等の管理条例と同様となっており、今までご使用いただいております、地域での活動、登録団体等は従前と変わらない料金、または減免となっております。

町民の活動、交流を主軸に置きつつも、当面の間は、町外者や事業者の方々まで、様々な人たちが様々な目的で、ご利用できる施設とし試行的に運用を開始します。

また、来年度から暫定的に職員を配置し、柔軟に運用できるようにしていきます。

- 趣 旨
 - ・ 町民の自主的な活動、交流の促進を図る。
 - ・ 町民の生涯学習の推進及び福祉の増進を図る。
 - ・ タウンプロモーション、地域間交流、地域振興などの促進を図る。

- 期 間 令和2、3年度（試行的な運用）

- その他
 - ・ 上記の趣旨また期間内で、廃校施設を試行的に利活用することにより、活用効果を検証する。併せて、恒久的な活用方法を引き続き検討してゆく。
 - ・ 利用者（特に営業目的）から使用料を徴収し、収益促進も図る。

廃校施設の使用料金【新旧対象表】

旧（～令和2年6月30日）

□料金表

施設区分	利用区分	金額
校 舎	目的外使用	30,000円程度/日・最大
	上記以外	無料
体 育 館	目的外使用	15,000円程度/日・最大
	上記以外	120円/時間・全面 ※ 公益上必要がある場合は、減免
グラウンド	目的外使用	2,000円程度/日・最大
	上記以外	無料

□根拠例規

校舎	川島町廃校施設の一時開放及び管理に関する要綱
体育館・グラウンド	川島町廃校体育施設の設置及び管理に関する条例

※ 目的外使用の場合の使用料金の計算は、川島町行政財産の使用料金に関する条例を準拠

新（令和2年7月1日～）

□料金表

施設区分	利用区分	金額	
校 舎	① 営利・営業目的使用	旧出丸小 80,000円/日・最大	
		旧小見野小 60,000円/日・最大	
	② 上記以外【町民以外】	旧出丸小 40,000円/日・最大	
		旧小見野小 30,000円/日・最大	
	③ 上記以外【町民】	旧出丸小 8,000円/日・最大	
		旧小見野小 6,000円/日・最大	
うち自治会など		減免	
体 育 館	① 営利・営業目的使用	20,000円/日・最大	
		② 上記以外【町民以外】	10,000円/日・最大
			③ 上記以外【町民】
	うち登録団体		
	うち自治会など		減免
	グラウンド	① 営利・営業目的使用	10,000円/日・最大
② 上記以外【町民以外】			5,000円/日・最大
		③ 上記以外【町民】	1,000円/日・最大
うち自治会など			減免

□根拠例規

校舎・体育館 ・グラウンド	川島町廃校施設の開放及び管理に関する条例
------------------	----------------------